

後見関係事件の申立てに関する F A Q

令和 2 年 3 月

岡山家庭裁判所後見係

〈目次〉

1	成年後見・保佐・補助の制度とは	2
2	成年後見・保佐・補助開始の申立て	5
3	代理権付与の申立て（保佐・補助）	10
4	監督人.....	11
5	後見制度支援信託・後見制度支援預貯金	13
6	1 か月報告	15
7	居住用不動産処分許可の申立て	16
8	郵便物等の配達の囑託（回送囑託）の申立て	18

1 成年後見・保佐・補助の制度とは

Q 1 後見が始まるとどうなりますか。

A 本人の判断能力が失われている場合に、後見開始の審判とともに本人を援助する人として後見人が選任されます。この制度を利用すると、家庭裁判所が選任した後見人が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人がした不利益な法律行為を後から取り消すことができます。ただし、自己決定権の尊重の観点から、日用品（食料品や衣料品等）の購入など「日常生活に関する行為」については、取消しの対象になりません。

後見が開始されると、印鑑登録が抹消されることがあるほか、資格が制限される場合があります。

Q 2 後見人はどのような仕事をするのですか。

A 後見人の主な職務は、本人の意思を尊重しながら、本人の心身の状態や生活状況に配慮し、本人の財産を適正に管理し、必要な代理行為を行うことです。なお、後見人の仕事は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは一般的には含まれません。

後見人は、申立てのきっかけとなったこと（保険金の受取等）だけをすればよいものではなく、後見が終了するまで、行った職務の内容（後見事務）を定期的にまたは随時に家庭裁判所に報告しなければなりません。家庭裁判所に対する報告は、本人の判断能力が回復して後見が取り消されるか、または本人が死亡するまで続きます。

後見人になった以上、本人の財産は、あくまで「他人の財産」であるという意識を持って自分の財産とは分けけて分別管理していただく必要があります。後見人に不正な行為、著しい不行跡があれば、家庭裁判所は後見人解任の審判をすることがあります。後見人が不正な行為によって本人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりませんし、背任罪、業務上横領罪等の刑事責任を問われることもあります。

Q 3 保佐が始まるとどうなりますか。

A 本人の判断能力が失われていないものの、著しく不十分な場合（日常的な買物程度は単独でできるが重要な財産行為は単独でできない。）に、保佐開始の審判とともに、本人を援助する人として保佐人が選任されます。この制度を利用すると、お金を借りたり、保証人となったり、不動産を売買するなど法律で定められた一定の行為について、家庭裁判所が選任した保佐人の同意を得ることが必要になります。保佐人の同意を得ないでした行為については、保佐人が後から取り消すことができます。ただし、自己決定の尊重の観点から、日用品（食料品や衣料品等）の購入など「日常生活に関する行為」については、保佐人の同意は必要なく、取消しの対象にもなりません。また、家庭裁判所の審判によって、本人の同意を得た上で、特定の法律行為について保佐人に代理権を与えたりすることもできます。保佐が開始されると、資格が制限され

る場合があります。

Q 4 保佐人はどのような仕事をするのですか。

A 保佐人の主な職務は、本人の意思を尊重しながら、本人の心身の状態や生活状況に配慮し、本人が重要な財産行為を行う際に適切に同意を与えたり、本人が保佐人の同意を得ないで重要な財産行為をした場合にこれを取り消したりすることです。代理権付与の申立てが認められれば、その認められた範囲内で代理権を行使することができます。なお、保佐人の仕事は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは一般的には含まれません。

保佐人は、申立てのきっかけとなったこと（保険金の受取等）だけをすればよいものではなく、保佐が終了するまで、行った職務の内容（保佐事務）を定期的にまたは随時に家庭裁判所に報告しなければなりません。家庭裁判所に対する報告は、本人の判断能力が回復して保佐が取り消されるか、または本人が死亡するまで続きます。

保佐人になった以上、本人の財産は、あくまで「他人の財産」であるという意識を持って自分の財産とは分けけて分別管理していただく必要があります。保佐人に不正な行為、著しい不行跡があれば、家庭裁判所は保佐人解任の審判をすることがあります。不正な行為によって本人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりませんし、背任罪、業務上横領罪等の刑事責任を問われることもあります。

Q 5 補助が始まるとどうなりますか。

A 本人の判断能力が不十分な場合（重要な財産行為を単独で適切に判断できない場合があり、特定の事柄について本人の利益のためにはだれかに代わってもらった方がよい場合）に、補助開始の審判とともに、本人を援助する人として補助人が選任されます。

補助開始の申立ては、その申立てと一緒に必ず同意権や代理権を補助人に与える申立てをしなければなりません。補助開始の審判をし、補助人に同意権または代理権を与えるには、本人の同意が必要です。

Q 6 補助人はどのような仕事をするのですか。

A 補助人の主な職務は、本人の意思を尊重しながら、本人の心身の状態や生活状況に配慮し、裁判所が認めた範囲の行為（重要な財産行為の一部に限る。）について、本人がその行為を行う際に同意を与えたり、本人が補助人の同意を得ないでその行為をした場合にこれを取り消し、また、裁判所が認めた範囲内で代理権を行使することができます。なお、補助人の仕事は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは一般的には含まれません。

補助人は、補助が終了するまで、行った職務の内容（補助事務）を定期的に家庭裁判所に報告しなければなりません。家庭裁判所に対する報告は、本人の判断能力が回復して補助が取り消されるか、または本人が死亡するまで続きます。

補助人になった以上、本人の財産は、あくまで「他人の財産」であるという意識を持って自分の財産とは分けけて分別管理していただく必要があります。補助人に不

正な行為、著しい不行跡があれば、家庭裁判所は補助人解任の審判をすることがあります。不正な行為によって本人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりませんし、背任罪、業務上横領罪等の刑事責任を問われることもあります。

Q 7 審判前に申立てを取り下げたいのですが、可能ですか。

A 取下げについては家庭裁判所の許可が必要となりますが、後見人等の選任に関する不満を理由とする場合や「親族が本人のお金を借り入れることを認めてもらえないから」などを理由とする場合の取下げは、本人の利益に配慮して、許可されない可能性が高いと考えられます。なお、審判後は、申立ての取下げはできません。

Q 8 本人は認知症ですが、完全介護の施設に入所しており、収入・支出とも全て銀行振込なので、後見人が管理すべき財産はありませんし、将来の介護に何の問題もありません。それでも後見を開始する必要はありますか。

A 裁判所からはお答えできません。必要があれば、法テラスや市区町村の地域包括支援センターなどに相談してください。

Q 9 妻は認知症ですが、妻の銀行口座のキャッシュカードがあるので不便はありません。それでも後見を開始する必要があるのですか。

A 裁判所からはお答えできません。必要があれば、法テラスや市区町村の地域包括支援センターなどに相談してください。

Q 10 知的障害のある成人した子がいますが、このたび夫の相続が発生しました。法定相続分どおり遺産分割協議書を作れば、後見人等は不要でしょうか。

A 協議内容の問題ではなく、お子さんの判断能力の程度によって後見人等が必要になる場合があります。なお、後見人等も相続人である場合は特別代理人等の選任も必要です。

Q 11 後見人と名乗る方が来て、私が管理している母の通帳を引き渡すように言われました。私は母に頼まれて十何年間も管理してきましたが、後見人に引き渡さなければならぬのですか。

A 後見人には正当な権限がありますので引き渡してください。なお、後見人の身分については、登記事項証明書等で確認してください。

Q 12 後見が始まると、運転免許の効力はなくなるのですか。

A 運転免許の効力については、お近くの運転免許センターにお問い合わせください。なお、法律上は、後見開始により直ちに運転免許証が失効するものではありません。

Q 1 3 成年被後見人は遺言書を作成できますか。

A 事理を弁識する能力が一時的に回復した場合や、成年後見が開始した後であっても遺言事項について合理的な判断をする意思能力を有すると認められる場合などに、医師2名以上が立ち会ってその旨証明してもらえるなどの要件を満たした場合に限り、有効に遺言をすることができます。ただし、後で遺言の効力が争われることがありますので、必要があれば法テラスなどに相談してください。

Q 1 4 被保佐人から、遺言書を作成したいと相談を受けました。保佐人が被保佐人を代理して遺言書を作成することは可能ですか。

A 被保佐人ご自身で自由に遺言書を作成することができます。しかし、保佐人が被保佐人を代理して遺言書を作成することはできません。

Q 1 5 後見人に母の財産目録を見せるよう頼んでいますが、見せてくれません。本人の家族にすら見せられないという法的根拠を教えてください。

A 後見人には、本人の家族に財産を開示しなければならない法律上の義務はありません。報告書を見る方法としては、裁判所に記録の閲覧・謄写申請をするという方法があります。後見を開始した家庭裁判所の窓口で申請書に記入のうえ提出してください。なお、親族であることを確認するため、戸籍謄本等の提出をお願いすることがあります。裁判官の許可があれば閲覧・謄写ができますが、後見事件は非公開の手続のため、親族であったとしても必ずしも許可されるわけではありません。許可されたかどうかは後日電話等でご連絡します。

2 成年後見・保佐・補助開始の申立て

(申立てできる人)

Q 1 6 子(甲)連れの夫(A)と結婚した妻(乙)がいましたが、Aが死亡し、乙は後見状態にあります。甲と乙は養子縁組していませんが、甲は、乙のために後見開始の審判の申立てができますか。

A 乙は甲との関係で四親等内の親族に当たりますので、申立てができます。

Q 1 7 本人の夫も認知症なので、本人の後見人である私が本人の代理人として後見開始の審判の申立てをしたいのですが、申立権はありますか。

A 配偶者には申立権がありますが、後見人の職務は本人の身上保護と財産管理とされており、これが後見人の代理権限に含まれるとすることには疑義があるため、配偶者の後見人(法定代理人)として申し立てることはできないと考えられます。

Q 1 8 後見相当と診断された本人でも後見開始の審判の申立てができるでしょうか。

A 申立てに必要な意思能力を備えているものと認められた場合は、申立てをすることができますが、裁判所がそのような意思能力はないと判断した場合は、申立てが却下されることになります。

(申立の準備 本人の状態)

Q 1 9 本人の状態を見て、後見、保佐、補助のどれに該当するか明らかでない場合はどうしたらよいでしょうか。

A 申立ての段階では、診断書を参考にして、該当する類型の申立てをすることで差し支えありません。もっとも、診断書に該当する類型の申立てをしても、裁判所の判断で鑑定を実施する場合があります。この場合鑑定費用がかかります。鑑定において、申立ての類型と異なる結果が出た場合には、家庭裁判所からその旨を連絡します。その場合は、申立ての趣旨変更という手続を検討していただくことになります。

Q 2 0 医師の診断書は後見相当となっていますが、親族としては保佐が相当だと思っています。保佐開始の審判の申立てをしてもいいですか。

A そのような申立てをすることはできますが、裁判官が本人につき保佐を開始することができるかどうかを判断するために、本人の能力について鑑定が必要となる場合があります。

Q 2 1 私は補助人ですが、補助が開始している本人の認知症が進行したため、後見人を選任する必要があると言われました。どのような手続が必要ですか。

A 後見開始の審判の申立てをしてください。具体的な手続については、補助を開始した家庭裁判所にお問い合わせください。

Q 2 2 本人は岡山市にある施設に1年前から入所しており、今後も転所する見込みはありませんが、本人の住民票上の住所は私が住んでいる山口市です。山口にある家庭裁判所への申立てはできますか。

A 原則として、本人が実際に住んでいる住所地（本人が特定の病院や施設に継続的に入所している場合は、その所在地）を管轄する家庭裁判所に申し立てることになりますので、岡山家庭裁判所に申し立ててください。

Q 2 3 本人は日本国籍ですが、外国に在住しています。日本での申立てはできますか。

A 申立てはできます。成年被後見人、被保佐人又は被補助人となるべき方が日本に住所若しくは居所を有するとき又は日本の国籍を有するときは、日本法により、後見開始、保佐開始又は補助開始の申立てをすることができます（法の適用に関する通則法5条）。もっとも、外国にいる者を鑑定人に指定して鑑定を実施することや、家裁調査

官を外国に派遣して調査することは、日本の裁判権の外国における行使と考えられるため困難です。鑑定や調査等のために、本人に来日していただく必要がある場合もあります。どこの家庭裁判所に申立てをすればよいかについては、最寄りの家庭裁判所にお問い合わせください。

Q 2 4 本人は外国籍ですが、日本に居住しています。日本での申立てはできますか。

A 日本に居住している方であれば、申立てはできます。申立てに必要な書類が異なりますので、最寄りの家庭裁判所にお問い合わせください。

Q 2 5 診断書を書いてもらう医師はかかりつけの内科医でもよろしいでしょうか。

A かかりつけの内科医でも結構ですが、事案によっては鑑定となることから、専門医（精神科医、神経内科医等）にお願いされた方が手続が迅速に進行する場合があります。

（申立ての準備 意見書・財産目録・収支予定表）

Q 2 6 認知症になった父は、以前から給料を二人の子供名義の通帳に分散して預金していました。通帳の名義は子供ですが、実際に通帳を管理していたのは父です。これは財産目録に記載する必要がありますか。

A 本人名義でなくとも、実質的に本人の財産であるなら、財産目録にその旨記載する必要があります。疑義がある場合には、具体的事情を付して財産目録に記載する方法で報告してください。

Q 2 7 財産目録に保険を書く場合は、本人を被保険者として契約しているものを書くのですか。本人が保険金受取人になっているものを書くのですか。それとも本人が契約しているものを書くのですか。

A 本人が契約しているものまたは受取人になっているものを記載してください。

Q 2 8 本人にはあまりお金がないので、私は本人のために相当額を負担していますが、財産目録には負債として記載すればよいのですか。

A 返済を求める予定があるのであれば、負債として記載してください。

Q 2 9 年払いの保険料や税金を収支予定表に記載するには一年分を12で割った金額を記載すればよいのですか。

A 収支予定表には1か月分に相当する金額を記入していただきますので、それがかまいません。

Q 3 0 本人は施設に入所していますが、収支予定表には生活費として何を書けばよいですか。施設には紙オムツを定期的に渡さなければならないのですが、それも生活費になりますか。

A 収支予定表の支出欄の項目は例示したものです。施設費に生活費全般が含まれているなら、別途生活費を計上する必要はありません。ただ、紙オムツの費用は生活費の一部ですから、別途生活費として計上してもかまいません。

Q 3 1 本人が施設に入所後、本人の家には子供が居住していますが、収支予定表には光熱費としてどう書くのですか。

A 本来、本人が施設に入所した場合には、本人宅の光熱費は本人以外の居住者が負担すべきです。本人宅の管理が必要という場合には、報告書等を作成し、裁判所に具体的な事情を報告してください。

（申立ての準備 その他）

Q 3 2 亡くなった親族の遺産分割のため、相続人の一人について後見開始の審判の申立てを検討しています。遺産目録も提出した方がいいのでしょうか。

A 相続財産目録を提出してください。

Q 3 3 後見開始の審判の申立てと同時に居住用不動産処分許可の申立てはできますか。

A 後見開始の審判がされるかどうか不明ですので、この段階では申立てできません。

（申立後の手続）

Q 3 4 兄が母親について後見開始の申立てをしたようです。

- (1) 母親に後見開始の審判の申立てがされたかどうか教えてください。
- (2) 後見人が選任された場合にはどこで調べれば分かるのですか、事件番号はどのようにしたら分かりますか。

- (1) 後見事件は非公開の手続ですので、申立てがあったかどうかについてはお答えできません。
- (2) 後見開始の審判が確定すると登記されます。申請の要件を満たせば登記事項証明書を取得できます。手続の詳細は岡山地方法務局にお尋ねください。なお、証明書には裁判所の事件番号も記載されています。

Q 3 5 後見開始の審判の手続は、本人の親族にも何も知らせずに進むのですか。

A 後見事件は非公開の手続ですので、原則として裁判所から親族に知らせることなく審理します。

ただし、申立時に一定の範囲の親族の意見書の提出をお願いしており、提出がない場合等に裁判所が必要と判断した場合には、親族の意向を確認するために照会することがあります。

Q 3 6 私は先月申立書を送付した者ですが、事件番号と進行状況を教えてください。

A まず申立人の氏名のほか、発送日、本人の氏名、生年月日、本籍を伝えてください。

Q 3 7 後見人候補者を裁判所に一任とした場合でも、裁判所は意見書の提出がない親族に照会書を送付することがあるのですか。

A 裁判所が審理のため必要と判断した場合には送付します。

Q 3 8 申立書提出後、裁判所で申立人に対する事情聴取のための面談が行われると聞きました。面談には誰が行かなければならないのですか。何を聞かれるのですか。

A 来庁していただく方は、申立人と後見人等候補者です。面談では、本人の状態や申立てに至る事情、候補者の欠格事由の有無や後見人等としての適格性に関する事情、後見等の事務に関する方針をうかがいます。

Q 3 9 後見人が決まったら、裁判所からどのような連絡があるのですか。

A 審判の結果は申立人や本人等に書面で郵送されます。

Q 4 0 後見人等には、必ず候補者が選任されるのですか。

A 家庭裁判所では、申立書に記載された後見人等の候補者が適任であるかどうかを審理します。その結果、候補者が選任されない場合があります。本人が必要とする支援の内容などによっては、候補者以外の方（弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や法律または福祉に関する法人など）を後見人等に選任することがあります。

なお、後見人等の選任に関する判断については、不服の申立てはできません。

また、次の人は後見人等になることができません。

（欠格事由）

- （１） 未成年者
- （２） 後見人等を解任された人
- （３） 過去に破産手続開始決定を受けたが、免責許可決定を受けていない人
- （４） 本人に対して訴訟をしたことがある人、その配偶者または親子
- （５） 行方不明である人

Q 4 1 第三者の専門職が後見人等になることがあると聞きました。裁判所はどんな方法で専門職を探しているのですか。

A 裁判所がこれまでの受任実績等に鑑みて個別に依頼する場合と、専門職の各団体に対し、後見人として適性のある者の推薦を依頼する場合とがあります。

Q 4 2 後見人等の選任には、親族の意見は反映されないのですか。

A 意見をお聴きした場合には参考にしますが、そのとおりに判断されるとは限りません。

Q 4 3 親族の私以外に第三者の専門職も後見人として選任され、担当する事務を二人で分掌するという審判がされました。分掌とは何でしょうか。

A 複数の後見人等が、後見人等の仕事を分担して担当することです。一方の後見人が本人の財産管理を担当し、他方の後見人が本人の身上保護を担当する場合等が考えられます。

Q 4 4 補助又は保佐開始の審判後、本人の判断能力が低下した場合はどのように対応したらよいでしょうか。

A 新たな類型（補助であれば保佐又は成年後見、保佐であれば成年後見）での開始申立てをしていただくことになります。申立てに必要な書類等は補助又は保佐を開始した家庭裁判所へお問い合わせください。

3 代理権付与の申立て（保佐・補助）

Q 4 5 保佐開始の審判と代理権の付与の申立てを予定していますが、具体的にどのような代理権が必要なのか判断がつきません。すべての行為について認めてもらえませんか。

A 代理権付与の必要性は最終的には裁判所で判断しますが、本人の財産状況から見て代理権付与の必要性がほとんど認められない行為についてまで代理権を付与することは相当ではありません。

Q 4 6 将来に備えてできるだけ広範囲の代理権を設定することはできますか。

A 審判の時点で必要性、相当性のない代理権は付与できません。将来のことをすべて予測するのは困難ですが、申立ての段階でほとんど必要性を認められないものについてまで代理権を付与することは相当ではありません。

Q 4 7 本人が同意しないと代理権が付与されないのですか。

A 本人以外の方が代理権付与の申立てをした場合は、本人の同意が必要です。

Q 4 8 保佐人に選任された後で事情が変わり、付与された代理権では対応しきれなくなりました。代理権の追加の申立てはできますか。その場合、再度本人に調査するのですか。

A 代理権を追加する必要がある行為について、保佐人から代理権付与の申立てができます。代理権の付与には本人の同意が必要ですので、多くの場合、家庭裁判所調査官が本人と面接をして確認しています。ただし、本人の同意書が提出されている場合は、本人調査を省略できることがあります。

Q 4 9 代理権の追加を申し立てたいのですが、保佐開始時より本人の症状が悪化しており、同意できる状況にありません。どうしたらよいでしょうか。

A 本人が同意できないと代理権は追加できません。新たに後見開始の申立てをすることを検討してください。

4 監督人

Q 5 0 後見開始当初には監督人は選任されなかったのに、なぜ途中から監督人が選任されることになったのですか。

A 裁判所が本人の財産状況や後見事務の処理状況等から必要があると判断して職権で監督人を選任したということになります。

Q 5 1 監督人が選任された場合、監督人による監督はいつまで続きますか。

A 基本的には成年後見人等の仕事が終了するまで続きますが、事案によっては、後見事務の課題が解決した後に監督人による監督がなくなると判断された場合は、監督人が辞任する場合があります。

Q 5 2 本人の財産が高額だと監督人が選任されるとのことですが、財産がいくら以上だと監督人が選任されるのですか。

A 財産がいくら以上という明確な基準はありません。本人の財産状況や後見事務の状況等から必要がある場合に監督人が選任されます。

Q 5 3 監督人にはどんな人になるのですか。

A 弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職で、裁判所が適当と認めた人が選任されます。

Q 5 4 監督人は何をしてくれるのですか。

A 監督人は、その名の通り後見人が行う事務を監督することが仕事です。また、どのように監督するかについては監督人の裁量に委ねられていますが、一般的には、3～4か月に1回程度、財産や収支の状況を中心とした後見事務について確認をするために報告を求められることが多いと思われます。また、監督人は通常弁護士や司法書士等の法律の専門家、社会福祉士等の福祉の専門家が選任されることになるため、後見事務をする上で困ったことや分からないことがあれば、随時相談することができます。さらに、遺産分割等の利益相反行為がある場合には、監督人が選任されていなければ特別代理人を選任する必要がありますが、監督人が選任されていれば、監督人が本人に代わってそのような行為をすることになります。

Q 5 5 これまで自分一人で適切に後見事務をやってきたと思っているのに、監督人を選任されたのは自分が疑われているようで心外です。

A 裁判所は後見人として不適格であるから監督人を選任するわけではありません。裁判所が不適格だと判断した場合には解任等の手続をとることになりますので、監督人は選任されません。後見事務をより適切に行うための手続であることをご理解ください。

Q 5 6 後見監督は本来裁判所が行うべきであり、監督人を選任するのは裁判所の怠慢ではないのですか。

A どのような方法で後見人等を監督すべきかも裁判所に委ねられている事柄であり、裁判所としては、後見人を適切に監督し、後見事務がより適切に行われるため必要と判断した場合に、監督人を選任しています。

Q 5 7 監督人が信用できないので解任してほしいのですが、後見人は解任申立てができますか。

A 後見人は監督人解任の申立権者に含まれていませんが、本人の親族は申立権者に含まれますので、本人の親族が後見人の場合は解任申立てをすることができます。

Q 5 8 監督人が何もしてくれません。

A そのような場合を含め、監督人に何か問題があるとお考えの場合には、その具体的な内容を家庭裁判所の担当者に照会カードでお知らせください。

Q 5 9 私は後見人ですが、監督人への報酬を支払いたくありません。

A 監督人の報酬も裁判官が判断した上で付与審判を行うものであり、後見人は職務としてその支払をしなくてはならないので、報酬額等に不満があっても報酬を支払わないことはできません。もし、支払をしない場合には、後見人としての職務懈怠と

なり、後見人を解任される可能性もあります。もし、監督人に何か問題があるとお考えの場合には、その具体的な内容を家庭裁判所の担当者に照会カードでお知らせください。ただし、その場合も、報酬を支払わないことはできません。

5 後見制度支援信託・後見制度支援預貯金

Q 6 0 後見制度支援信託とはどのようなものですか。

A 成年後見、未成年後見の場合、後見制度による支援を受ける方（本人）の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。成年後見と未成年後見において利用することができます（保佐と補助においては利用することができません。）。後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらかじめ裁判所が発行する指示書が必要になります。

後見制度支援信託、支援預貯金の概要についてはパンフレット「成年後見制度—利用をお考えのあなたへ—」の11頁以下をご覧ください。

Q 6 1 後見制度支援預貯金とはどのようなものですか。

A 通常使用しない金銭を信託銀行等に信託することに代えて、銀行、信用金庫や信用組合、農業協同組合（JA）等に預け入れる仕組みのことです。成年後見と未成年後見において利用することができます（保佐と補助においては利用することができません。また、一部の金融機関については未成年後見でも利用できない場合があります。）。預け入れた預金を払い戻したり、支援預貯金口座を解約したりするにはあらかじめ裁判所が発行する指示書が必要であるといったことは後見制度支援信託と同様です。

Q 6 2 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金は、法律で決められた制度なのですか。

A 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金は、本人の財産が適切に管理・利用されるようにするための方法の一つであり、法律で定められたものではありません。

Q 6 3 どのような場合に、後見制度支援信託や後見制度支援預貯金を利用することになっているのですか。

A 岡山家庭裁判所（支部出張所を含む）においては、これから後見開始の審判がされる事件では、おおむね1200万円以上の流動資産がある場合について、後見制度支援信託や後見制度支援預貯金の利用についての検討を求めることとしています。もっとも、事案によっては、1200万円より少ない額の流動資産がある場合であっても、後見制度支援信託や後見制度支援預貯金の利用について検討を求めることがあります。ただし、全ての事件について後見制度支援信託や後見制度支援預貯金の利用の検討を求めているわけではなく、例えば、後見事務に専門的な知識を要するなど専門職による継続的な関与が必要な場合や、本人の財産に株式等の信託できない財産が多く含ま

れる場合などは、後見制度支援信託や後見制度支援預貯金の利用についての検討を求めることなく、監督人や専門職後見人を選任することがあります。

Q 6 4 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金は、裁判所から検討を求められたら必ず利用しなければならないのですか。

A 必ず利用しなければならないものではありません。ただし、利用しない場合には、本人の財産を適切に管理するために、裁判官の判断によって監督人や専門職後見人が選任されることがあります。

Q 6 5 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金を拒否した場合どうなりますか。

A その場合は、後見制度支援信託や後見制度支援預貯金は利用されないことになります。ただし、本人の財産を適切に管理するために、裁判官の判断によって監督人や専門職後見人が選任されることがあります。

Q 6 6 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金を利用する場合は、どれくらいのお金がかかりますか。

A 本人の財産から、信託契約の締結や支援預貯金の口座開設に関与した専門職後見人（信託等後見人）に対する報酬を支払っていただく必要があります。信託等後見人に対する報酬は、家庭裁判所が、信託等後見人が行った仕事の内容や本人の資産状況等いろいろな事情を考慮して決めます。なお、後見制度支援信託を利用した場合、利用する信託銀行等や信託額によっては、本人の財産から、信託銀行等に対する信託報酬を支払う必要があります。

Q 6 7 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金の利用を積極的に希望したわけでもないのに、本人の財産から信託等後見人への報酬や信託銀行等への信託報酬を支払わなければならないのですか。

A 本人につき後見が開始される以上、家庭裁判所は、本人の財産の適切な管理・利用のための措置を講じる必要があり、そのために一定の費用がかかる場合もあることはご理解ください。なお、後見人の報酬については、本人の財産から支払うことが法律で定められています（民法862条）。

Q 6 8 信託等後見人に委ねることなく、親族後見人が自分で信託契約を締結したり支援預貯金口座を開設したりすることはできないのですか。

A 信託契約を締結したり支援預貯金口座を開設したりするに当たっては、弁護士・司法書士等の専門職がその知識や経験に基づいて、後見制度支援信託等の利用の適否の判断、利用する金融機関の選択、信託財産額・預入額や定期交付金額の設定等をする必要があります。したがって、原則として、親族後見人ではなく、選任された専門職後見人が信託契約を締結したり支援預貯金口座を開設したりすることとしています。

Q 6 9 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金を利用したいのですが、元本は保証してくれるのですか。

A 元本が保証され、預金保険制度により、元本1000万円までは保護されます。保護対象の範囲等については各金融機関又は預金保険機構のホームページなどでご確認ください。

Q 7 0 信託契約締結後や支援預貯金口座開設後、本人に多額の支出が必要になって、後見人が手元で管理している金銭だけでは足りない場合はどうすればよいですか。

A 多額の臨時出費を要する場合や、予定収支を超える出費が重なったことにより目減りした際の補てんが必要になる場合は、報告書（一時金交付用）に必要な金額とその理由を記載し、裏付け資料とともに家庭裁判所に提出してください。

家庭裁判所は、報告書の内容を点検し、一時金交付が必要であると判断すれば指示書を発行しますので、指示書謄本を信託銀行等に提出し、一時金の交付を請求してください。

6 1か月報告

Q 7 1 後見人に決まったら、まず何をするのでしょうか。

A 本人の資産、収入、負債としてどのようなものがあるかなどを調査し、指定された期限までに財産目録を作成して提出するほか、本人のために、年間の収支予定を立てた上で、年間収支予定表を作成して提出していただきます。これを1か月報告といいます。

Q 7 2 1か月報告には何を提出すればよいのでしょうか。

A 財産目録と年間収支予定表及び通帳等のコピーなどです。

Q 7 3 財産目録と年間収支予定表に添付する資料ですが、開始申立書に添付した資料も添付するのでしょうか。

A 預貯金通帳のコピーについては提出してください。また、有価証券については、取引報告書や残高証明書等残高が分かる資料のコピーを提出してください。なお、不動産関係資料、保険契約資料、その他資産についての資料については、変動がなければ提出は不要です。また、年間収支予定表に添付する資料で通帳の引落としから明らかな場合も提出は不要です。

Q 7 4 1か月報告はいつまでにしないといけないのでしょうか。

審判が確定した日から1か月以内としています。

Q 7 5 報告書の書式は何を使えばよいのでしょうか。

A 選任時にお渡しするガイドブック掲載の書式や財産目録、年間収支予定表を使用してください。なお、岡山家庭裁判所のウェブサイトから書式をダウンロードもできますので、パソコンで作成される方はご利用ください。

Q 7 6 報告書は鉛筆書きでもいいですか。

A 消えると困るので、ボールペンなどを使用してください。

Q 7 7 報告書で記載を間違った箇所は修正液や修正テープで修正してもいいですか。

A 修正液や修正テープは使用せず、二重線を引いて訂正印を押すなどして訂正してください。

Q 7 8 1か月報告が提出期限までに間に合いそうにないのですが、どうしたらよいのでしょうか。

A 提出期限は厳守してください。ただし、特別な事情がある場合には、提出期限までに遅延の理由及びいつまでに報告できるかを記載した上申書を提出してください。

Q 7 9 私は後見人になりましたが、まだ1か月報告をしていません。明日にでも生命保険金を受領したり、本人の不動産を売却したいのですがよろしいですか。

A 最初の財産目録を作成し、裁判所に提出するまでは、急迫の必要がある行為しかできません（民法854条、853条）。急がなければならない事情がある場合は、裁判所に照会カードでご相談ください。

7 居住用不動産処分許可の申立て

Q 8 0 処分をするのに裁判所の許可を必要とする居住用不動産とは具体的にどのようなものですか。

A 本人の所有物件又は賃借物件で、本人が現に住居として使用している場合に限らず、本人が現在は病院や施設に入所しているため居住していないが、将来居住する可能性がある場合、又は入所前に居住していた場合なども含みます。

Q 8 1 本人は施設に入所していますが、他の施設に移る場合、居住用不動産処分許可の申立ては必要ですか。

A 多くの場合の施設は居住用不動産には当たらないので、原則として不要ですが、施設との間で居住用として賃貸借契約を結んでいる場合やそれと同旨の契約を結んでいる場合は、退所について居住用不動産処分許可の申立てが必要となることもあります。

Q 8 2 親族後見人である私が本人所有の不動産に抵当権をつけてお金を借りたい場合に、何か手続が必要ですか。

A その不動産が本人の居住用の不動産であれば、抵当権を設定する場合であっても、居住用不動産処分許可の申立てが必要です。また、後見人の債務を担保するために本人所有の不動産に抵当権を設定することは、後見人と本人の利益が相反する行為になりますから、特別代理人選任の申立ても必要です。ただし、事情によって認められない場合があります。

Q 8 3 本人所有の土地の分筆は、不動産の処分に当たりますか。

A 分筆すること自体は、不動産の処分には当たらないと考えてよいと思います。

Q 8 4 本人所有の建物を売却したいと考えているのですが、現段階では買主も売却額も決まっていません。現段階で許可を得ることはできますか。

A できません。買主と売却額が決まった段階で申し立ててください。

Q 8 5 申立書を提出してからどのくらいの期間で審判されますか。

A 申立ての内容により期間は異なりますが、およそ2週間以内には審判されています。ただし、申立ての内容に不備や不足があって補正や補充が必要な場合は、更に補正等に要した日数がかかります。

Q 8 6 賃貸借契約を解除したいのですが、その賃貸借契約書を紛失してしまいました。添付資料が提出できないのですが、どうすればいいですか。

A 賃貸借契約の存在が分かる書類を添付していただくことになると思います。個別のケースについては、担当書記官にお問い合わせください。

Q 8 7 不動産の全部事項証明書や固定資産評価証明書は、原本を提出する必要がありますか。

A はい。ただし、後見等開始の審判の申立時に提出済みで、その後変動がなければ提出不要です。

8 郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て

Q 8 8 回送嘱託とはどのような制度ですか。

A 成年後見人がその事務を行うに当たって必要があると認められる場合は、成年後見人の申立てにより、家庭裁判所から信書の送達の事業を行う者（信書送達事業者）に対し、期間を定めて、本人に宛てた郵便物等を成年後見人に配達（回送）すべき旨を嘱託するという制度です（以下「回送嘱託」といいます。）。

Q 8 9 回送嘱託は誰がすることができますか。

A 回送嘱託の申立ては、成年後見人に限られ、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人はすることができません。また、成年後見人の選任の効力が発生する前（後見開始審判の確定前）は、この申立てをすることはできません。

Q 9 0 回送嘱託の申立てに要件はありますか。

A 成年後見人がその事務を行うに当たって必要があること（回送嘱託の必要性）が申立ての要件です。ただし、本人宛ての郵便物等を成年後見人に回送することは、本人の通信の秘密（憲法 21 条 2 項後段）の制約を伴うものであることから、回送嘱託の必要性は、成年後見人が任意の方法によっては本人宛ての郵便物等の存在及び内容を把握できず、そのことによって後見事務の遂行に支障が生ずるような場合に限って認められるものと解されます。

Q 9 1 成年後見人が複数選任されている場合に、そのうちの一人の成年後見人が単独で回送嘱託の申立てをすることはできますか。

A 申立てをすることはできますが、申立てに際して、他の財産管理権限を有する成年後見人及び監督人（選任されている場合）の同意書を添付してください。

Q 9 2 回送嘱託の審判がされた場合、信書送達事業者に対する回送嘱託は、いつどのようにされますか。

A 回送嘱託の審判は、申立人（成年後見人）が審判書謄本を受領して 2 週間が経過すると確定します。審判確定後、家庭裁判所から信書送達事業者に対し、回送を嘱託する旨の書面を送付します。

Q 9 3 回送期間はいつまでですか。

A 回送嘱託の審判書に記載された期間（最長 6 か月間）です。回送期間が経過した後は、回送は自動的に終了します。

Q 9 4 回送嘱託の審判に対して不服申立てはできますか。

A 本人及びその親族は、回送嘱託の審判に対して即時抗告をすることができます。

Q 9 5 回送期間が経過した後、再度の回送嘱託の申立ては認められますか。

A 従前の回送期間では本人の財産・収支の状況を十分に把握できず、これについてやむを得ない事情がある場合は、再度の回送嘱託が認められることもあります。

Q 9 6 本人宛ての郵便物等の回送を受けた成年後見人は、その郵便物等を開封して問題ありませんか。

A 成年後見人は、本人に宛てた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることができます（民法第860条の3第1項）。

Q 9 7 本人が死亡した場合、回送嘱託の取消しの申立てをする必要はありますか。

A 本人が死亡した場合については、回送嘱託の取消しの申立ては必要ありません。ただし、本人が死亡した旨を速やかに信書送達事業者に届け出て、郵便物等の回送を中止してもらう必要があります。